

吹田市留守家庭児童育成室入室選考基準

この基準は、吹田市留守家庭児童育成室入室選考要領第5条の規定に基づき、留守家庭育成室（以下「育成室」という。）の入室選考にかかる取扱いを、以下のとおり定めるものとする。

（原則全員許可）

- 1 入室申請基準を満たし、一斉受付期間内に申請し受付が完了した児童は、その育成室の児童数が定員に満たない場合、全員の入室を許可するものとする。

（一斉受付期間内に申請し受付完了した児童）

- 2 入室申請基準を満たし、一斉受付期間内に申請し受付が完了した児童について、その育成室の定員を超えた場合は、次の各号の優先順位に基づき、入室選考し入室許可決定をする。また、入室選考の結果、入室を許可されない児童は、待機（入室保留）とする。
 - (1) 配慮を要する児童として申請している児童。
 - (2) 1年生から3年生の児童を優先し、続いて4年生の順とする。
 - (3) 該当児童のすべての保護者が、月曜から金曜日のうちで月20日以上かつ1日7時間以上の就業もしくは就学している、またはそれに準ずる場合
 - (4) (1)、(2)、(3)の順で選考し、続いて以下の順位に基づき選考する。
 - ① 生活保護世帯
 - ② ひとり親世帯（父母が婚姻を解消した児童等）
 - ③ 保護者に重度の障がい、もしくは、疾病がある場合
 - ④ 1年生が優先、続いて2年生、3年生の順
 - (5) 条件が同じ場合は、保育を必要とする時間の長い児童を優先する。

（一斉受付期間後に申請し受付完了した児童）

- 3 入室申請基準を満たし、一斉受付期間後に申請し受付が完了した児童は、その育成室の定員に空きがある場合、受付順で入室を許可するものとする。その育成室の児童数がすでに定員を超えている場合は、待機（入室保留）とする。

（待機児童の取扱い）

- 4 定員に空きが生じた場合は、一斉受付期間内に受付完了した待機児童が第2項に掲げる優先順位に基づき入室許可された後、さらに定員に空きがある場合に一斉受付期間後に受付が完了した待機児童の中から受付順で入室を許可するものとする。

（例外）

- 5 地域教育部長が必要と判断した場合は、この限りではない。

附則

この基準は、決裁の日から施行し、令和9年度の入室申請から適用する。